# 雑がみリサイクル分別表

リサイクルできる雑がみは、まとめて紐で十字にしばるか、紙袋に入れて紐でしばる。

リサイクルできるもの (リサイクル倉庫へ)	リサイクルできないもの (可燃ごみ <b>へ</b> )
・ティッシュ、お菓子、おもちゃなどの紙箱 (注:ビニール部分などは外す)	・複合素材の紙 (例:窓付き封筒、通販用緩衝封筒など)
・トイレットペーパーやラップの芯 (注:刃の部分を外す)	・粘着性のあるもの (例:圧着はがきや、シール、付箋など)
・包装紙	・印画紙(例:写真)
・はがき	・感熱紙(例:FAX用紙、レシートなど)
・紙袋	・カーボン紙 (例:宅配便の伝票などの複写式の用紙)
・使用済み封筒	・防水加工された紙 (例:紙コップ、紙皿、カップ麺の容器など)
・使用済みコピー用紙(カラーでもOK)	・臭いや、汚れがついている紙 (例:たばこの箱、石鹸の包み紙、食べ物が付いたものなど)
・メモ用紙、紙製ファイル	・ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙 (例:酒や豆乳のパック)
・投込チラシ	・パーチメント紙(例:クッキングシートなど)
・学校配布のプリント	・カバンや靴の詰物(色付きの緩衝材)
・カレンダー (注:金属の留め具を外す)	(その他) ・建材(例:壁紙、防水シートなど) ・クッション材(例:果物類のクッションなど)
・シュレッダーにかけた紙 (注:透明なポリ袋に入れる)	・昇華転写紙(例:アイロンプリント紙)・感熱性発泡紙(例:点字印刷物)

上記表に掲載されているものの他に確認したいものがありましたら、環境保全課生活環境係(☎0475-80-1161)までお問い合わせください。

# リサイクルできる紙の具体例

ティッシュ・レトルト食品・お菓子・おもちゃなどの紙箱 (注:ビニール部分などは外す)





トイレットペーパーや ラップの芯 (注:刃の部分を外す)



包装紙



はがき



紙袋



使用済み封筒



使用済みコピー用紙



メモ用紙、紙製ファイル



投込チラシ



学校配布のプリント



カレンダー (注:留め具を外す)



# リサイクルできない紙の具体例

### 複合素材の紙





窓付き封筒、通販用緩衝封筒など

# 粘着性のもの





圧着はがき、シール、付箋など

#### 印画紙





写真

# 感熱紙





FAX用紙、レシートなど

#### カーボン・ノンカーボン紙





宅配便の伝票などの複写式の用紙

#### 防水加工された紙





紙コップ、紙皿、カップ麺の容器など

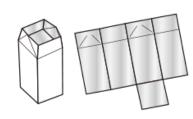
# 臭いや、汚れがついている紙





たばこの箱、石鹸の包み紙、 食べ物が付いたものなど

# **「ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙」**





酒や豆乳のパックなど

### パーチメント紙





クッキングシートなど

### カバンや靴の詰物





色付きの緩衝材

#### 建材



壁紙、防水シートなど

# クッション材



果物類のクッション

#### 昇華転写紙



アイロンプリント紙

# 感熱性発泡紙



点字印刷物